

● 重度心身障害者レセプト写し重複提出について

(1) 重心レセプト写し重複提出とは

- ・既に(以前)、国保連合会審査管理課へ提出した重心レセプト写し(受給者情報)を、再度提出してしまった場合、重複提出となります。

例) 国保連病院が受給者Aの令和2年4月診療分を令和2年5月に提出を行う。

誤って、同じデータの令和2年4月診療分を令和2年6月に提出を行った場合。

- ※審査管理課より、内容に不備があり返戻した場合(重心様式6-5号で通知)、及び0円レセプトで差し戻した場合(重心様式6-3号で通知)における再提出は、重複提出となりません。

(2) 重心レセプト写しを重複提出してしまう原因

- ・原因1: 前回提出したが、誤って再度重心レセ写しを作成し提出してしまった場合。
- ・原因2: 診療報酬明細書(レセプト)が返戻となり再提出する際に、重心レセ写しも再度データが作成されてしまい提出してしまった場合。

※診療報酬明細書が返戻となっても、重心レセ写しが返戻となっていない場合、重心レセ写しを再提出する必要はありません。《重心レセ写しの返戻は重心様式6-5号で確認してください。》

※重心レセ写しについては、国保連合会で資格確認(生年月日、被保険者証記号・番号等)や診療内容の確認を行っていません。

※お使いのソフト(システム)が、診療報酬明細書を再提出する際に、重心レセ写しも自動的に再作成してしまう場合もあります。

●重度心身障害者レセプト写し重複提出について

(2) 重心レセプト写しを重複提出してしまう原因

- ・原因3: 前回提出した重心レセ写しの請求点数より変更があり、正しい請求点数で重心レセ写しを再作成し提出してしまった場合。

※前回提出した重心レセ写しの請求点数が変更になり、かつ患者様の支払額に影響がある場合は、以下の手順で処理を行います。

- ①患者様に対し、返金(追加徴収)を行います。
- ②返金(追加徴収)後の直近の10日までに、『レセプト写し調整依頼連絡票(総括表)』を国保連合会審査管理課に提出します。

【詳しくは事務処理マニュアルP21～23ページ参照】

(3) その他

- ・当月処理において、電話連絡等で診療報酬明細書の取り下げ(返戻)依頼を行ったとしても、重心レセ写しと一緒に取り下げ(返戻)されることはありません。
- ・もし重心レセ写しを取り下げ(返戻)依頼を行う場合は、審査管理課宛にご連絡をお願いいたします。(下記参照)

●重度心身障害者係

●TEL: 055-223-2112

●FAX: 055-233-1204

